

台東都税事務所からのお知らせ

令和3年度 新型コロナウイルス感染に関する都税の特例措置

徴収猶予の御案内

新規

新型コロナウイルス感染症にかかる特例猶予の受付は終了していますが、収入の減少、本人や家族の罹患等により期限内納税が困難な方は、引き続き都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除く）の徴収を猶予できる同様の制度があります。

お気軽にご相談ください。（猶予期間中は延滞金全額免除、担保の提供も不要です。）

お問い合わせ先：台東都税事務所徴収課（電話 03 - 3841 - 1927）

法人の皆様へ

令和2年度の
継続

法人様向けには、法人事業税・法人住民税の申告期限を延長できる制度がありますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：台東都税事務所事業税課

台東区の法人（電話 03 - 3841 - 1691）

墨田区・葛飾区の法人（電話 03 - 3841 - 1694）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の 拡充・延長

令和2年度の
継続

現行の特例措置の対象（先端設備等）に加え、事業用家屋及び構築物※が対象になります。詳しくはご相談ください。

※令和2年4月30日から令和3年3月31日までに取得した資産

お問い合わせ先：台東都税事務所固定資産税課

事業用家屋：固定資産税班（電話 03 - 3841 - 1845）

償却資産：償却資産班（電話 03 - 3841 - 1926）

その他の制度や詳細は、

東京都主税局

で

検索

